

副本

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和2年10月29日

上申書

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

	山	内	喜	
同	茅	根	熙	
同	春	原		
同	江	口	正	
同	池	田	秀	
同	長	原		
同	八	木		
同	川	島		

被告は、頭書事件につき、令和2年2月27日付け上申書提出以降の状況等について、以下のとおり申し述べる。

## 1 原子力規制委員会における新規制基準適合性審査の状況等

### (1) 第849回審査会合（令和2年3月13日）における審議

第788回審査会合（令和元年10月25日）までの審議を踏まえ、同年12月23日及び令和2年2月3日に被告と原子力規制庁との間で審査会合に向けたヒアリングが実施された（令和2年2月27日付け上申書2、3頁参照）。

上記各ヒアリングを経て、同年3月13日に開催された第849回審査会合において、被告は、敷地（海岸部）における評価対象断層の選定に係る調査・検討の結果を原子力規制委員会に説明した。

すなわち、被告は、敷地（海岸部）において、これまで評価対象としてきた断層2本（K-2及びK-3）に加えて、取水路沿いの断層1本（K-14）を評価対象としたことを説明した。

これに対し、原子力規制委員会からは、「事業者さんは今回、取水路に近い位置で調査測線を設けまして、非常に密な間隔でボーリングを実施されたと。それで、当該測線上においては、私どもも精度の高い調査結果になっていると考えております。それで、一方で、その取水路トンネルにおける断層の配置というものは、図学上、調査測線の結果というのを投影していらっしゃる。（略）ですので、こういった不確かさというのも考慮に入れて、今回見ている、先ほど挙げましたK-21、20、それから18ですね、こういったものの評価というのは取水路への連続性、より慎重にといいますか、不確かさも考慮した上で御判断いただきたい」（甲A90の34、35頁）として、取水路沿いの他の断層を評価対象に加える可能性

を含めてさらなる検討を求めるコメントがなされた。

(2) 第875回審査会合（令和2年7月10日）における審議

第849回審査会合（前記(1)参照）までの審議を踏まえ、令和2年4月9日、6月10日及び7月1日に被告と原子力規制庁との間で審査会合に向けたヒアリングが実施された。

上記各ヒアリングを経て、同年7月10日に開催された第875回審査会合において、被告は、敷地（陸域）及び敷地（海岸部）の断層の活動性に係る調査・検討の結果を原子力規制委員会に説明した（別紙1、2参照。議事録は原子力規制委員会ウェブサイト：<https://www.nsr.go.jp/data/000319489.pdf>）。

すなわち、被告は、陸域6本（S-1、S-2・S-6、S-4、S-5、S-7及びS-8）及び海岸部3本（K-2、K-3及びK-14）の断層につき、これまで行ってきた上載地層法及び鉱物脈法等に係る調査に加えて、第788回審査会合（令和元年10月25日）以降、鉱物脈法等をはじめとする追加調査を行った結果に基づき、いずれも後期更新世（12万ないし13万年前）以降の活動性がなく、新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを説明した。

具体的には、陸域のS-1について、海側に近い地点でボーリング調査を追加して実施し、600万年以上前に生成された変質鉱物（イライト／スメクタイト混合層）に変位・変形が認められないことを確認するとともに、S-4及びS-5についても、ボーリング調査を追加して実施し、いずれも600万年以上前に生成された変質鉱物（イライト／スメクタイト混合層）に変位・変形が認められないことを確認した（別紙1の7、8頁）。

この点、S-1については、南東方延長部がよく保存されている

ことから、旧原子力安全・保安院の「地震・津波に関する意見聴取会」以来、一貫して南東方（山側）の調査が重視されてきたところであり、新規制基準においても、掘削等により断層を直接確認できない場合、当該断層の延長部で活動性の有無を判断するとされていることから、被告は原子力規制委員会に対し、主に南東方延長部で得られたデータを提出してきたところであるが、これに加えて、同委員会から被告に対し、第788回審査会合において、「確実な活動性の評価を行うためには、旧A・Bトレンチがあったところ、それよりもさらに海側において直接的、確実な物証によって根拠、活動性評価を行っていただきたい」（甲A87の42頁）として、より北西方（海側）の地点でさらに詳細なデータの提示を求めるコメントがなされたことから、追加調査を実施したものである。

また、海岸部のK-2及びK-14についても、ボーリング調査を追加して実施し、いずれも600万年以上に生成された変質鉱物（イライト／スメクタイト混合層等）に変位・変形が認められないことを確認した（別紙1の7，8頁）。

これに対し、原子力規制委員会からは、「K-3がどういう方法で活動性を否定するのかということについては、もうちょっとよく論理構成を整理して説明していただきたい」（議事録34頁）として、海岸部のK-3についてさらなる検討を求めるコメントや、「鉱物脈の生成の新旧関係の整理をここで行われているんですけど（略）一覧表とか位置図を用いて（略）今あるデータで整理できると思いますので、整理をしていただきたい」（同22頁）として、鉱物脈法等により被告が提出したデータにつき、より説明性を高めるよう求めるコメントがなされた。

さらに、原子力規制委員会の石渡明委員からは、「最後に一言申

し上げたいんですけども、今回、鉾物脈法によって新しいデータが幾つか提出されまして、一部の断層については、そういう鉾物脈法によって破碎帯の最新面を鉾物脈が切っている。あるいは鉾物脈ができてから以後、動いていないという証拠が幾つか出されてきたというのは、これは大きな進展だというふうに私は評価をいたします。このサイトにつきましては、我々の審査が始まる前に有識者会合の破碎帯調査というのが行われまして、その最後の評価書に、結論の後に、今後の課題ということで、こういう鉾物脈法とか、そのほかのいろいろな検討がまだ必要であるということが書いてあったわけですけども、それが、ある意味、御社がこれを一生懸命調査していただいて、この記述が生きてきたかなという感じがしております。そういう点で、御努力に対しては敬意を表したいというふうに思っております。」(議事録42頁)とのコメントがなされた。

(3) 第902回審査会合(令和2年10月2日)における審議

第875回審査会合(前記(2)参照)までの審議を踏まえ、令和2年8月19日及び9月16日に被告と原子力規制庁との間で審査会合に向けたヒアリングが実施された。

上記各ヒアリングを経て、同年10月2日に開催された第902回審査会合において、被告は、敷地(海岸部)における評価対象断層の選定に係る調査・検討の結果を原子力規制委員会に説明した(別紙3,4参照。議事録は原子力規制委員会ウェブサイト:<https://www.nsr.go.jp/data/000332353.pdf>)。

すなわち、被告は、取水路沿いの断層についてボーリング調査を追加して実施した上で、第849回審査会合における原子力規制委員会からのコメントを踏まえ、不確かさを考慮し、新たにK-22ないしK-26を個別の断層として抽出した(別紙3の6,7頁)。

その上で、被告は、これら敷地（海岸部）の断層について、あらためて活動性評価の対象とする断層の選定を実施した結果、K-18を評価対象に加えたことを説明した（別紙3の8ないし10頁）。

これに対し、原子力規制委員会からは、「断層の認定は適切」とのコメントがなされ、敷地（海岸部）について、被告の上記選定が了承された（別紙4の2段目）。

その結果、評価対象断層は、既に確定している敷地（陸域）6本（S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7及びS-8）に加えて、敷地（海岸部）4本（K-2, K-3, K-14及びK-18）の計10本に確定した。

そして、原子力規制委員会の石渡委員からは、「妥当な選定が行われていると判断する。今後、引き続き活動性評価を審議する」とのコメントがなされた（別紙4の2, 3段目。議事録18頁参照）。

なお、敷地内断層の活動性評価に当たって評価の対象とする代表的な断層を選定することは、敷地内断層の活動性が審議されている他の発電所（令和2年7月6日付け「弁論の更新に当たっての意見書」5, 6頁参照）の新規制基準適合性審査においても行われているプロセスである。

#### (4) 地質・地質構造についての調査・検討状況等

令和2年10月7日に開催された、令和2年度第31回原子力規制委員会（議事録は同委員会ウェブサイト：<https://www.nsr.go.jp/data/000331479.pdf>）において、各原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況が報告された際に、更田豊志委員長から、「今回報告のあったものの中で、大きな変化と言えるものという、石渡委員に現地調査に行っていた泊発電所のF-1断層に関わるもの。それから、今回資料を付けてもらっていますけれども志賀原

子力発電所ですけれども、石渡委員、この志賀原子力発電所について、途中経過になるとは思いますが、特に（コメントはありますか）。」（議事録25頁）としてコメントを求められた石渡委員は、本件原子力発電所（別紙1の7頁）及び既に原子炉設置変更許可がなされた九州電力川内原子力発電所の審査資料の抜粋を示した上で、「川内原子力発電所の場合は、脈ができたのは100万年～300万年ぐらい前、非常に古い時代でありますから、それ以後は動いていないということになるわけです。これと同じような鉱物脈が志賀原子力発電所からも報告されまして、これについて今後、実際に現場で確認すると、露頭で確認をする、あるいはボーリングコアを直接見せていただくという確認作業がこれから必要になると考えておりますけれども、かなり新しいデータが出てきて、審査の上で大きな進展があったと考えております。」（議事録26頁）と述べ、審査会合における大きな進展を評価するとともに、現地確認等の活動性評価に係る具体的道筋も示されている。

この点、被告は、第902回審査会合（前記(3)参照）までの審議を踏まえ、敷地（陸域）6本及び敷地（海岸部）4本の評価対象断層の活動性につき調査・検討を実施しており、令和2年10月7日に原子力規制庁との間で審査会合に向けたヒアリングが実施されている。

#### (5) 地質・地質構造以外についての審査会合

令和2年7月6日付け「弁論の更新に当たっての意見書」18頁記載のとおり、前記(1)ないし(4)の他に、同年3月19日に開催された第851回審査会合において、原子力規制委員会から被告を含むBWR（沸騰水型軽水炉）を設置している事業者に対し、特定重大事故等対処施設等に係る原子炉格納容器の過圧破損防止対策の審査

の進め方について説明がなされた。

また、令和2年7月16日に開催された第877回審査会合において、原子炉等規制法の改正による検査制度の見直しに伴う原子炉施設保安規定の変更認可申請について審議が行われた。同申請については、同年8月18日に開催された第887回審査会合においても審議が行われ、同年9月17日、原子力規制委員会から被告に対し、認可がなされた。

## 2 今後の見通し

前記1のとおり、被告は、敷地（陸域）、敷地（海岸部）及び敷地周辺について調査・検討の結果を取りまとめ、順次、原子力規制委員会に対し説明している。

原子力規制委員会においては、本件原子力発電所敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、特に敷地内断層につき、被告が新たに実施した調査の結果を含む様々なデータに基づき審査が行われており、引き続き、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた審査が継続される見通しである。

被告は、今後も、審査会合及びヒアリングの内容について、その進捗に応じ、適宜、明らかにする予定である。

以 上

- 別紙1 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 敷地内断層の活動性評価（コメント回答）（抜粋。1ないし8頁）  
（令和2年7月10日。原子力規制委員会ウェブサイト：  
<https://www2.nsr.go.jp/data/000317520.pdf>）
- 別紙2 「北國新聞」令和2年7月11日（抜粋）
- 別紙3 志賀原子力発電所2号炉 敷地の地質・地質構造について 評価対象断層の選定（コメント回答）（抜粋。1ないし10頁）  
（令和2年10月2日。原子力規制委員会ウェブサイト：  
<https://www2.nsr.go.jp/data/000329595.pdf>）
- 別紙4 「北國新聞」令和2年10月3日（抜粋）

---

志賀原子力発電所2号炉  
敷地の地質・地質構造について

敷地内断層の活動性評価  
(コメント回答)

2020年7月10日  
北陸電力株式会社

 北陸電力株式会社

---

余白

# はじめに

○ 本日は、敷地内断層のうち、現段階において評価対象断層として選定することが確定している敷地(陸域)の6本の断層(S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7, S-8)及び敷地(海岸部)の3本の断層(K-2, K-3, K-14)の活動性評価について説明を行う。

分類	説明内容	備考
敷地(陸域)	敷地(陸域)の評価対象断層(S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7, S-8)の活動性評価	2019年10月25日 第788回審査会合で説明 今回コメント回答
敷地(海岸部)	敷地(海岸部)の評価対象断層の選定	2020年3月13日 第849回審査会合で説明 次回以降コメント回答
	敷地(海岸部)の評価対象断層(K-2, K-3, K-14)の活動性評価	今回説明

3

## 敷地の地質・地質構造に関するコメント一覧(未回答分)

区分	No.	コメント			回答	備考
		開催回	日付	内容		
活動性評価(K-2, K-3)	63	第597回	2018.7.6	K-2, K-3の活動性について、後期更新世以降の活動を明確に否定する証拠を示すこと。	今回説明	
活動性評価(K-2, K-3)	65	第597回	2018.7.6	K-2について、岩石が極性的に変形したとしており、これは高温環境と考えられるが、一方でアルバイト化はしておらず、高温環境でないことと評価している。変形の形態についても詳細な観察を行い、温度環境に矛盾がないように説明をすること。	今回説明	
活動性評価(海成段丘堆積物)	80	第788回	2019.10.25	海成堆積物の認定根拠については、定量的に示す等、説明性の向上を図ること。えん堤左岸トレンチについては、石英粒子を含むことを根拠として用いるならば、根拠の妥当性について説明すること。	今回説明	
活動性評価(鉱物脈)	81	第788回	2019.10.25	XRD分析結果について、試料採取部の状況や試料調整等のプロセスを示し、鉱物脈との関係について考察すること。	今回説明	
活動性評価(鉱物脈)	82	第788回	2019.10.25	粘土鉱物(I/S混合層)の判定に、EPMA分析で得られた分析値を用いるにあたっては、分析位置、分析値の妥当性についても考察すること。	今回説明	
活動性評価(鉱物脈)	83	第788回	2019.10.25	粘土鉱物のEPMA分析値の中には、一般的な粘土鉱物に比べてアルやFeの値が大きいものもあることから、分析値が示す意味について考察すること。なお、Feのマップングが示されていないため、追加で示すこと。	今回説明	
活動性評価(鉱物脈)	84	第788回	2019.10.25	断層ごとに鉱物脈で見られる変質鉱物に違いがあるかを確認するために、変質鉱物の分析結果を断層間で比較し、考察すること。	今回説明	
活動性評価(鉱物脈)	85	第788回	2019.10.25	鉱物脈法の評価において、最新面を明確に特定できない場合は、最新面の可能性のあるものについて、鉱物脈との関係を説明すること。	今回説明	
活動性評価(鉱物脈)	86	第788回	2019.10.25	断層破砕部や粘土鉱物の形成プロセスを模式図等で示すこと。	今回説明	
活動性評価(鉱物脈)	87	第788回	2019.10.25	砕屑岩脈については、形成過程も含め、検討状況について説明すること。	今回説明	
活動性評価(鉱物脈)	88	第788回	2019.10.25	顕微鏡観察においては、鉱物の消光状況を確認したことがわかる顕微鏡写真を提示すること。	今回説明	
活動性評価(S-1)	89	第788回	2019.10.25	S-1北西部の活動性評価を確実にするため、旧A・Bトレンチよりも海側における明確な物証も加え、評価を行うこと。	今回説明	
活動性評価(S-4)	90	第788回	2019.10.25	35m盤トレンチの堆積物は、他の箇所と比べて厚さが薄いこと等から、周辺の分布状況も示した上で、上載地層としての妥当性について説明すること。	今回説明	
活動性評価(S-4)	91	第788回	2019.10.25	35m盤トレンチで確認されたS-4に斜交する断層の評価については、上載地層との関係やS-4との交差部の状況の拡大写真を示し、説明すること。	今回説明	
活動性評価(S-5)	92	第788回	2019.10.25	S-5の過去の調査では粘土状破砕部が認められていることから、今回取得した薄片観察結果との整合性について、調査地点の妥当性も含め、説明すること。	今回説明	
評価対象断層の選定	93	第849回	2020.3.13	K-2, K-16の分枝部については主部との離隔もあること、また、破砕部Ⅰ, Ⅱ, Ⅳについては取水路に分布するものもあることから、それぞれ個別の断層として扱い、選定手順に基づき評価対象断層とするか否かについて検討すること。	次回以降説明予定	
評価対象断層の選定	94	第849回	2020.3.13	取水路に分布しないと評価している断層のうち、K-17, K-18, K-20, K-21について、調査位置が取水路位置から離隔していることによる不確かさも考慮し、これらが取水路に分布する断層か否かを判断すること。	次回以降説明予定	
評価対象断層の選定	95	第849回	2020.3.13	K-4, K-5及びK-2の分枝部(破砕部B)の深部方向における断層配置や切断関係について整理し、説明すること。	次回以降説明予定	
評価対象断層の選定	96	第849回	2020.3.13	系統区分のⅡ・逆系において、西傾斜と東傾斜で連続性等の分布の特徴が異なることから、傾斜方向も加味して別の系統として区分するか、もしくは、同系統として区分する妥当性について説明すること。	次回以降説明予定	
全般	97	第849回	2020.3.13	過去に提示しているボーリング柱状図のうち、S-1の深部方向のボーリングなどこれまでの審査会合においてデータ集として添付していないものについては、データ集として提出すること。	今回説明	
全般	98	第849回	2020.3.13	過去のシーム調査時からの変更点など柱状図の記載内容の変遷について、記載すること。	今回説明	

4

## コメント回答の概要(1/2)

No	コメント	回答概要	記載頁
63	K-2, K-3の活動性について、後期更新世以降の活動を明確に否定する証拠を示すこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・K-2について、オパールCT(少なくとも後期更新世以降に生成されたものではないと評価した変質鉱物)が最新面及び最新ゾーン全体を横断して分布し、横断箇所に変位・変形は認められないことを示した。</li> <li>・K-3について、最新ゾーンは固結した破砕部からなり、周辺の固結した破砕部と類似した性状を有し、直線性・連続性のよい面構造が認められないことから、固結した破砕部形成以降(少なくとも後期更新世以降)の活動はないことを示した。</li> </ul>	P.58~74, 106~115
65	K-2について、岩石が延性的に変形したとしており、これは高温環境と考えられるが、一方でアルバイト化はしておらず、高温環境でないとは評価している。変形の形態についても詳細な観察を行い、温度環境に矛盾がないように説明すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巨視的観察で岩石が延性的に変形している箇所について微視的観察を行った結果、鉱物が破砕され、引きずられて流動する破砕流動が認められた。溝口ほか(2019)では封圧10MPa(深度800m程度)で破砕流動が認められ、この深度は大深度ボーリング孔による温度検層結果によれば、地温約50℃に相当する。吉村(2001)に示されているアルバイト化(曹長石化)が起こる温度(100℃以上)より低い温度環境であっても、破砕流動により巨視的には延性的な変形が形成されることから、固結した破砕部中の斜長石にアルバイト化が認められないことは矛盾しないことを確認した。</li> </ul>	P.115, 116
80	海成堆積物の認定根拠については、定量的に示す等、説明性の向上を図ること。えん堤左岸トレンチについては、石英粒子を含むことを根拠として用いるならば、根拠の妥当性について説明すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地域の海成堆積物と陸成堆積物について、礫の形状に違いが見られることを定量的な指標を用いて確認を行い、それをもとに、上載地層法に関する各調査地点において海成堆積物の認定を行った。えん堤左岸トレンチの堆積物は、これまで石英粒子を含むことから海成堆積物と判断していたが、礫の形状については陸成堆積物との明確な差異が認められなかったことから、海成堆積物として扱わないこととした。</li> </ul>	P.306, 310~336
81	XRD分析結果について、試料採取部の状況や試料調整等のプロセスを示し、鉱物脈との関係について考察すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試料採取部の状況や試料調整のプロセスの詳細を示し、XRD分析(粘土分濃集)を含めた各分析による変質鉱物の評価の考え方を示した。</li> </ul>	P.26, 55, 56
82	粘土鉱物(I/S混合層)の判定に、EPMA分析で得られた分析値を用いるにあたっては、分析位置、分析値の妥当性についても考察すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EPMA分析値の妥当性について、薄片試料全体及び定量分析値を再確認することで、分析値への不純物や変質等の影響を考察し、三角ダイアグラム検討に用いる分析値を再評価した。分析値のうち、二次的な変質による影響が考えられる薄片試料や基準(Totalの値70~90%かつFe<sub>2</sub>O<sub>3</sub>の値25%未満)を満たさない数値は三角ダイアグラム検討に用いないこととした。再評価の結果、第788回審査委員会と同様に、敷地の粘土鉱物の分析値はいずれも「I/S混合層」に分類された。</li> </ul>	P.28, 31~33, 55, 56, 87, 88, 101, 126, 127, 139, 140, 152, 153, 167, 183, 196, 208, 209, 224, 235, 236, 262, 274, 290
83	粘土鉱物のEPMA分析値の中には、一般的な粘土鉱物に比べてアルやFeの値が大きいものもあることから、分析値が示す意味について考察すること。なお、Feのマッピングが示されていないため、追加で示すこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各薄片試料のEPMAマッピングの結果にはFeのマッピングも併せて示した。</li> </ul>	
84	断層ごとに鉱物脈で見られる変質鉱物に違いがあるかを確認するために、変質鉱物の分析結果を断層間で比較し、考察すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの断層で粘土鉱物(I/S混合層)が認められるため、分析結果を断層間で比較した結果、分析結果に相違がなく、敷地の粘土鉱物は全て結晶構造中にイライト層が数十%混合した「I/S混合層」であると判断される。</li> </ul>	P.29, 30
85	鉱物脈法の評価において、最新面を明確に特定できない場合は、最新面の可能性のあるものについて、鉱物脈との関係を説明すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直線性・連続性の優劣を付けるのが困難な複数の面が抽出された場合、その全てについて、変質鉱物との関係を確認した。</li> </ul>	P.54, 61, 62, 78, 80, 97, 98, 122, 123, 135, 136, 148, 149, 163, 164, 178, 180, 192, 193, 201, 204, 205, 220, 221, 231, 232, 258, 259, 270, 271, 286, 287
86	断層破砕部や粘土鉱物の形成プロセスを模式図等で示すこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各評価対象断層における薄片観察等の観察事実に基づき新旧関係に加え、参考として用いている各種分析結果も踏まえて敷地における断層活動と変質鉱物の形成プロセスを整理し、模式図で示した。</li> </ul>	P.296~303
87	砕屑岩脈については、形成過程も含め、検討状況について説明すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砕屑岩脈の分布や内部構造を詳細に観察した結果、砕屑岩脈は地下深部の高封圧下で砕屑物が貫入したものであると判断される。この砕屑岩脈の確認地点(M-12.5"孔)では、約12~13万年前には現在とほぼ同じ低封圧下にあったと判断されることから、砕屑岩脈は少なくとも後期更新世以降に形成されたものではない。</li> </ul>	P.51, 161~174, 300

5

## コメント回答の概要(2/2)

No	コメント	回答概要	記載頁
88	顕微鏡観察においては、鉱物の消光状況を確認したことがわかる顕微鏡写真を提示すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱物の消光状況を確認したことがわかるように、密な間隔でステージ回転させた顕微鏡写真を示した。</li> </ul>	P.64, 70, 72, 74, 82, 92, 94, 104, 130, 132, 143, 145, 157, 160, 187, 189, 200, 213, 215, 228, 240, 243, 245, 265, 278, 281, 284
89	S-1北西部の活動性評価を確実に行うため、旧A・Bトレンチよりも海側における明確な物証も加え、評価を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧A・Bトレンチより北西部に位置するH-6.5-2孔及びH-6.6-1孔において、最新面付近には広く粘土鉱物(I/S混合層)が分布し、最新面が不明瞭かつ不連続になっており、不連続箇所の粘土鉱物(I/S混合層)に変位・変形は認められないことを示した。</li> </ul>	P.120~145
90	35m盛トレンチの堆積物は、他の箇所と比べて厚さが薄いこと等から、周辺の分布状況も示した上で、上載地層としての妥当性について説明すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・35m盛トレンチの周辺において、高位段丘Ia面を構成する海成堆積物(HIa段丘堆積物)が広がりをもって分布していることが確認できたことから、35m盛トレンチのHIa段丘堆積物を上載地層法による評価に用いることができると判断した。</li> </ul>	P.357~364
91	35m盛トレンチで確認されたS-4に斜交する断層の評価については、上載地層との関係やS-4との交差部の状況の拡大写真等を示し、説明すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・S-4に斜交する断層は、底盤においてS-4に沿って見かけ左に約10cm変位しており、それに伴って岩相境界も同様に見かけ左に変位している。</li> <li>・さらに、北面において岩盤の上面まで追跡でき、HIa段丘堆積物に変位・変形を与えていない。</li> </ul>	P.365~367
92	S-5の過去の調査では粘土状破砕部が認められていることから、今回取得した薄片観察結果との整合性について、調査地点の妥当性も含め、説明すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・S-5全体の分布及び性状を整理し、既往調査で粘土状破砕部が認められているS-5浅部において新たな薄片試料(R-8.1-1-3孔)を追加し、鉱物脈法等による評価を行った。その結果、S-5浅部に位置するR-8.1-1-3孔及びS-5深部に位置するH-5.4-4E孔(第788回審査委員会提示したデータ)のいずれの地点においても、S-5に少なくとも後期更新世以降の活動が認められないことを確認した。</li> </ul>	P.247~265
97	過去に提示しているボーリング柱状図のうち、S-1の深部方向のボーリングなどこれまでの審査委員会においてデータ集として添付していないものについては、データ集として提出すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に提示したボーリング柱状図について、データ集に添付した。</li> </ul>	データ集1 データ集2 データ集3
98	過去のシーム調査時からの変更点など柱状図の記載内容の変遷について、記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柱状図の記載内容の変遷について、データ集に記載した。</li> </ul>	データ集1

6

# 敷地(陸域・海岸部)の評価対象断層の活動性評価

- 約12~13万年前以前の地層が確認できたS-1, S-2・S-6, S-4について、上載地層法による評価を実施した。
- 変質鉱物の生成年代に関する詳細な検討を行い、少なくとも後期更新世以降に生成されたものではないと評価した変質鉱物(イライト/スメクタイト混合層, オパールCT※1, フィリプサイト※1)及び砕屑岩脈を用いて、全ての評価対象断層に対して、鉱物脈法等による評価を実施した。

※1:今回、新たにオパールCT, フィリプサイトを用いて鉱物脈法等による評価を実施した。



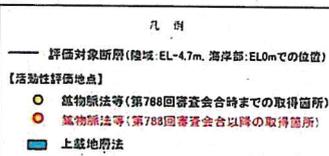
活動性評価に関する調査位置図

## 各断層の活動性評価に関する評価地点

赤字:第788回審査会合以降の追加箇所

評価対象断層	上載地層法	鉱物脈法等 (注:評価に用いた変質鉱物等)
S-1	1地点 駐車場南東方トレンチ	4地点 H-6.5-2孔(イライト/スメクタイト混合層) H-6.6-1孔(イライト/スメクタイト混合層) K-10.3SW孔(イライト/スメクタイト混合層) M-12.5'孔(砕屑岩脈)
S-2・S-6	1地点 No.2トレンチ	3地点 K-6.2-2孔(イライト/スメクタイト混合層) F-8.5'孔(イライト/スメクタイト混合層) E-8.5-2孔(イライト/スメクタイト混合層)
S-4	1地点 35m盤トレンチ	2地点 E-8.60孔(イライト/スメクタイト混合層) E-11.1SE-2孔(イライト/スメクタイト混合層)
S-5	-	2地点 H-5.4-4E孔※2 R-8.1-1-3孔(イライト/スメクタイト混合層)
S-7	-	1地点 H-5.7'孔(イライト/スメクタイト混合層)
S-8	-	1地点 F-6.75孔(イライト/スメクタイト混合層)
K-2	-	1地点 H-1.1孔(オパールCT)
K-3	-	2地点 N-2.3-1孔※2 K-3露頭 a地点※2
K-14	-	2地点 H'-1.3孔(フィリプサイト) H'-0.3-80孔(イライト/スメクタイト混合層)

※2:固結した破砕部形成以降活動なし



井

— 評価対象断層(陸域:EL-4.7m, 海岸部:EL0mでの位置)  
○ 活動性評価地点  
● 鉱物脈法等(第788回審査会合時までの取得箇所)  
● 鉱物脈法等(第788回審査会合以降の取得箇所)

## 【活動性評価結果】

○:確認される - :該当なし

評価対象断層	評価手法	評価地点	評価に用いた地層 または 変質鉱物等	断層と上載地層との関係		断層活動(最新面)と変質鉱物との関係				総合評価
				断層の直上に分布する 地層に変位・変形は 認められない	最新ゾーンにおける 直線性・連続性の よい面構造の有無	最新面及び最新ゾーン 全体を横断し、横断 箇所に変位・変形は 認められない	自形結晶が最新面に 接して晶出し、自形 結晶に破砕や変形は 認められない	最新面が不明瞭かつ 不連続になっており、 不連続箇所の変質 鉱物に変位・変形は 認められない		
S-1	上載地層法	駐車場南東方トレンチ	HI a段丘堆積物	○	/	/	/	/	/	後期更新世以降の 活動は認められない
	鉱物脈法等	H-6.5-2孔	イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/	
		H-6.6-1孔	イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/	
		K-10.3SW孔	イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/	
M-12.5'孔	砕屑岩脈	/	有	○	-	-	-	/		
S-2・S-6	上載地層法	No.2トレンチ	MI 段丘堆積物	○	/	/	/	/	/	後期更新世以降の 活動は認められない
	鉱物脈法等	K-6.2-2孔	イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/	
		F-8.5'孔	イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/	
E-8.5-2孔	イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/			
S-4	上載地層法	35m盤トレンチ	HI a段丘堆積物	○	/	/	/	/	/	後期更新世以降の 活動は認められない
	鉱物脈法等	E-8.60孔	イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/	
E-11.1SE-2孔		イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/		
S-5	鉱物脈法等	H-5.4-4E孔	-	/	無	-	-	-	/	後期更新世以降の 活動は認められない
R-8.1-1-3孔	イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/			
S-7	鉱物脈法等	H-5.7'孔	イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/	後期更新世以降の 活動は認められない
S-8	鉱物脈法等	F-6.75孔	イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/	後期更新世以降の 活動は認められない
K-2	鉱物脈法等	H-1.1孔	オパールCT	/	有	○	-	-	/	後期更新世以降の 活動は認められない
K-3	鉱物脈法等	N-2.3-1孔	-	/	無	-	-	-	/	後期更新世以降の 活動は認められない※
		K-3露頭 a地点	-	/	無	-	-	-	/	
K-14	鉱物脈法等	H'-1.3孔	フィリプサイト	/	有	-	○	-	/	後期更新世以降の 活動は認められない
		H'-0.3-80孔	イライト/スメクタイト混合層	/	有	-	-	○	/	

赤字:第788回審査会合以降の追加箇所

※:K-3は、破砕部性状をK-2と比較することによって評価を実施した

# 断層9本の新データ提示

# 規制委員長「大きな進展」

北電(5) 7/6

## 志賀原発2号機 審査会合

原子力規制委員会は10日、志賀原発2号機再稼働の前提となる新規制基準への適合性審査会合を都内で開き、北電電力は原案の断層6本と海岸部の断層3本の計9本について新たなデータを提示し、活動性を否定した。規制委員は資料の再整理などを求め、活動性の有無に関する結論は出なかったが、規制委の石渡明委員は新データが提出されたことに対し「大きな進展だと評価している」と述べた。

## 北電、活動性を否定

審査会合の取りまとめ役を務める石渡氏が評価した新データは「断層法」と呼ばれ、断層の活動年代を推定し、ずれや変形がないのかを確認する調査。北電は断層法の結果などを説明した上で、「1号機原子炉建屋直下の「S-1断層」など9本いずれも新規制基準で12万〜13万年前以降に動いたと定義される活断層ではない」と主張した。

16年に1号機直下に活断層があるとの評価書を出した一方で、「限られた資料やデータに基づいて(評価が)行われている」として断層法などのデータ拡充を求めた。石渡氏はこれに言及し「御社(北電)が一生懸命調査し、この記述が生きたと感じている。努力に対して敬意を表したい」と語った。

規制庁の担当者は「大きな進展」と述べた。規制庁の担当者は「大きな進展」と述べた。規制庁の担当者は「大きな進展」と述べた。



リモートで志賀原発の断層について協議した原子力規制委員会の会合 一部内

と語ったことに関し「(再稼働の)許可に向かって大きな進展と言ったわけではない。データがいろいろ出てきたというだけで、大きく活動性を評価の議論に向けた土台ができたとの認識だ。」

次回は8月下旬か9月になる見通し。北電は活動性の有無を判断する海岸部の断層を現在の3本から追加する予定で、これについて説明し、活動性については議論しない方向である。北電は「専門的・技術的な内容について細かく議論し、大きな進展があった。今後も審議は継続するが、敷地内断層が新規制基準に照らしても問題となるものではないことをしっかりと説明したい」とコメントを出した。

審査会合は2016年に始まり、今回で12回目。新

型コロナウイルス感染対策で都内と富士市の北電本店をリモートでつないで開かれた。志賀原発は1、2号機とともに停止してから3月で10年目に入っている。

志賀原子力発電所2号炉  
敷地の地質・地質構造について

評価対象断層の選定  
(コメント回答)

2020年10月2日  
北陸電力株式会社

当資料には商業機密または防護上の観点から公開できないデータを含んでいます。

 北陸電力株式会社

余白

# はじめに

○ 本日は、敷地内断層のうち、敷地(海岸部)の評価対象断層の選定について説明を行う。

分類	説明内容	備考
敷地(陸域)	敷地(陸域)の評価対象断層(S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7, S-8)の活動性評価	2020年7月10日 第875回審査会合で説明 次回以降コメント回答
敷地(海岸部)	敷地(海岸部)の評価対象断層の選定	2020年3月13日 第849回審査会合で説明 今回コメント回答
	敷地(海岸部)の評価対象断層(K-2, K-3, K-14, K-18※)の活動性評価	2020年7月10日 第875回審査会合で説明 次回以降コメント回答 及び K-18の活動性評価 について説明

※ 今回新たに選定した断層

3

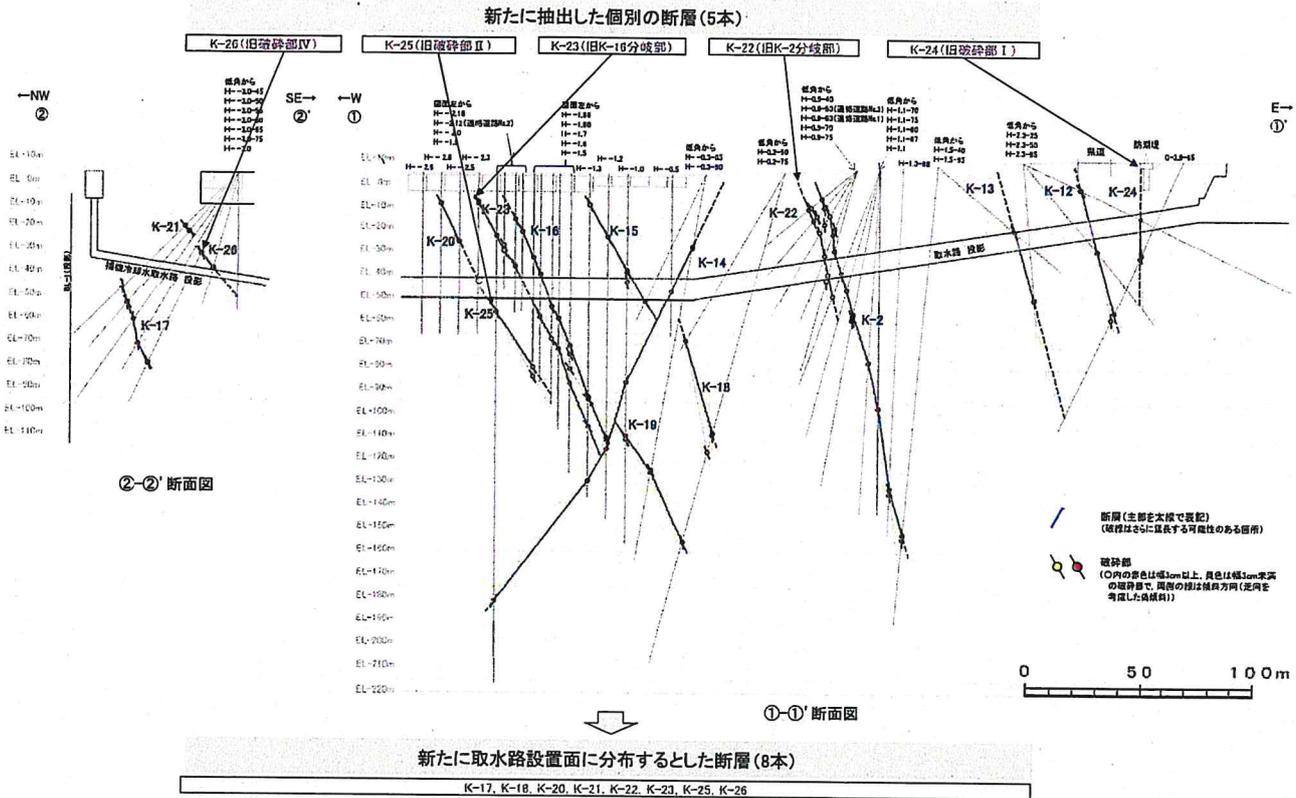
## 敷地の地質・地質構造に関するコメント一覧(未回答分)

区分	No.	コメント			回答	備考
		開催回	日付	内容		
評価対象断層の選定	93	第849回	2020.3.13	K-2, K-16の分岐部については主部との離隔もあること、また、破砕部Ⅰ, Ⅱ, Ⅳについては取水路に分布するものもあることから、それぞれ個別の断層として扱い、選定手順に基づき評価対象断層とするか否かについて検討すること。	今回説明	
評価対象断層の選定	94	第849回	2020.3.13	取水路に分布しないと評価している断層のうち、K-17, K-18, K-20, K-21について、調査位置が取水路位置から離隔していることによる不確かさも考慮し、これらが取水路に分布する断層か否かを判断すること。	今回説明	
評価対象断層の選定	95	第849回	2020.3.13	K-4, K-5及びK-2の分岐部(破砕部B)の深部方向における断層配置や切断関係について整理し、説明すること。	今回説明	
評価対象断層の選定	96	第849回	2020.3.13	系統区分のⅡ・逆系において、西傾斜と東傾斜で連続性等の分布の特徴が異なることから、傾斜方向も加味して別の系統として区分するか、もしくは、同系統として区分する妥当性について説明すること。	今回説明	
活動性評価(鉱物脈)	99	第875回	2020.7.10	活動性評価に用いている鉱物脈が敷地に広く分布していることを確認する観点から、敷地内のどこにどのような鉱物が確認されているかを整理して示すこと。		次回以降説明予定
活動性評価(鉱物脈)	100	第875回	2020.7.10	敷地内における変質鉱物等の直接的な観察結果に基づき、それらの生成順序について説明すること。		次回以降説明予定
活動性評価(鉱物脈)	101	第875回	2020.7.10	鉱物脈法に用いている碎屑岩脈の固結の程度について説明すること。また、薄片観察において、Ⅰ, Ⅱ等と分帯しているものうち、どこが粘土状破砕部なのか分かるように資料に記載すること。		次回以降説明予定
活動性評価(鉱物脈)	102	第875回	2020.7.10	敷地周辺に分布する穴水累層中の変質鉱物について、客観的な観察事実に基づき、敷地と同じような変質の状況が敷地周辺に広範囲で認められること及び鉱物脈の生成時期が古いことを説明すること。		次回以降説明予定
活動性評価(鉱物脈)	103	第875回	2020.7.10	鉱物脈法による評価においては、空隙等の乱れの影響を受けていない薄片を用いること。		次回以降説明予定
活動性評価(K-3)	104	第875回	2020.7.10	K-3の活動性評価において、後期更新世以降の活動がないと評価した考え方を再整理して説明すること。		次回以降説明予定
活動性評価(海成段丘堆積物)	105	第875回	2020.7.10	礫の形状を用いた海成堆積物の評価において、礫の採取時や解析の際に用いる礫の大きさを規定した根拠について、資料に記載すること。		次回以降説明予定
活動性評価(海成段丘堆積物)	106	第875回	2020.7.10	礫の形状による解析を行う際には、侵食されにくい極端に大きな礫の影響も考慮し、同程度の礫の大きさと比較した場合についても考察すること。		次回以降説明予定
活動性評価(S-4)	107	第875回	2020.7.10	35m盤トレンチと35m盤法面の堆積物の比較において、例えば針貫入試験等の定量的なデータを加えて、堆積物の広がりについての説明性を高めること。		次回以降説明予定

4



【第849回審査会合時からの変更点】



7

(2) 評価対象断層の選定

第949回審査会合からの  
主な追加・変更箇所

○今回新たに断層として抽出したK-22~K-26を加えた敷地(海岸部)の26本について、新たに運動方向のデータを取得(K-18~K-23, K-25, K-26)し、評価対象断層の選定を行った。なお、系統区分にあたっては、西傾斜と東傾斜で断層の分布の特徴が異なることから、傾斜角度だけでなく傾斜方向も考慮した。  
○その結果、敷地(海岸部)においては、これまで選定していたK-2, K-3, K-14にK-18を加えた計4本を評価対象断層として選定した(陸域は変更なし)。

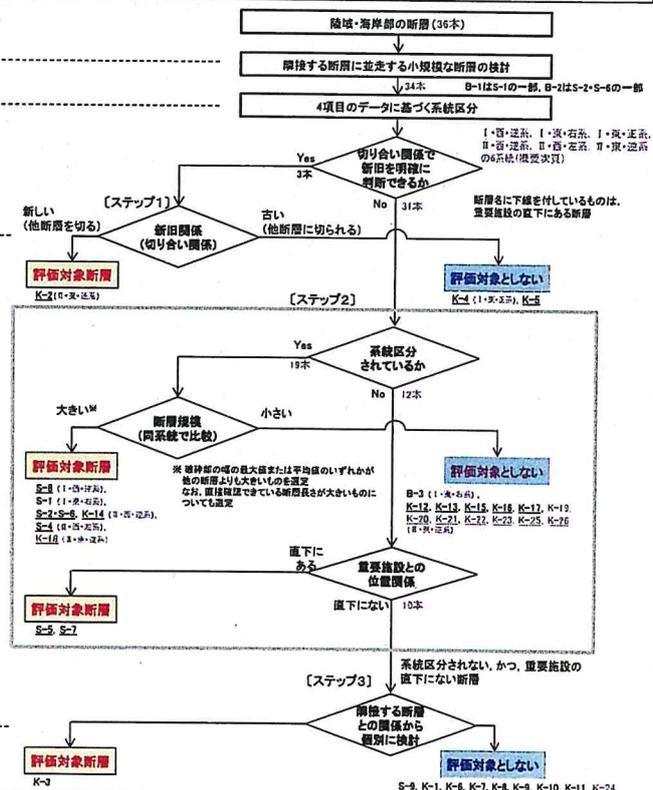
**隣接する断層に並走する小規模な断層の検討**  
隣接する断層に並走する規模が小さい断層について、隣接する断層の一部であると判断される場合は、隣接する断層に評価を代表

**4項目のデータに基づく系統区分**  
活動時期に関連する「走向」、「傾斜」、「運動方向(面結した破砕部)」、「運動方向(粘土状破砕部)」の4項目のデータに基づき、系統区分

**ステップ1 切り合い関係による新旧検討**  
新旧を明確に判断できる場合は、相対的に活動が新しいと判断したものを評価対象断層として選定し、古いと判断したものは新しいと判断したものに評価を代表  
(詳細観察により内部構造も含めて評価)

**ステップ2**  
・**系統区分・断層規模による検討**  
同系統に区分される断層のうち、「断層規模が大きい断層」を評価対象断層として選定し、「断層規模が小さい断層」は「断層規模が大きい断層」に評価を代表  
・**重要施設との位置関係による検討**  
系統区分されない断層のうち、重要施設の直下にある断層は、断層規模に関わらず、変位・変形の有無を確認することとし、すべて評価対象断層として選定

**ステップ3 隣接する断層との関係からの個別検討**  
それぞれの断層について隣接する断層との関係から個別に検討し、評価対象断層か評価対象としないかを判断



評価対象断層: S-1, S-2, S-6, S-4, S-5, S-7, S-8, K-2, K-3, K-14, K-18の10本を選定

8

【4項目のデータに基づく系統区分】

系統区分された断層

断層名	走向・傾斜			運動方向	系統区分	断層規模			
	一般走向(真北)と系統	傾斜	傾斜			断層長さ	最大値	平均値	
S-1	N12° W	I	58°	正断層	左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	I・西・逆系	250m	18cm	11cm
S-1	N60° W	I	80~70°	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	I・東・逆系	780m	27cm	14cm
B-3	N42° W	I	82°	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	I・東・逆系	60m	3cm	3cm
K-1	N56° W	I	85°	正断層	左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	I・東・逆系	45m以上	26cm	13cm
S-2-S-6	N11° E	II	60°	正断層	左・右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・西・逆系	600m	102cm	29cm
K-14	N7° E	II	66°	正断層	左・右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・西・逆系	40m以上	72cm	37cm
S-4	N29° E	II	66°	正断層	左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・西・逆系	510m	20cm	7cm
K-2	N19° E	II	72°	正断層	右・左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	180m以上	84cm	28cm
K-18	N8° E	II	78°	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	40m以上	55cm	51cm
K-18	N10° W	II	67°	正断層	右・左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	20m以上	51cm	23cm
K-15	N4° E	II	68°	正断層	逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	30m以上	33cm	14cm
K-13	N12° E	II	74°	正断層	左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	35m以上 300m以下	27cm	16cm
K-12	N1° W	II	72°	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	50m以上 310m以下	21cm	13cm
K-23	N1° W	II	65°	正断層	逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	25m以上	20cm	12cm
K-21	N4° E	II	66°	正断層	左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	不明	19cm	11cm
K-17	N18° E	II	78°	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	不明	17cm	12cm
K-23	N1° E	II	65°	正断層	右・左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	23m以上	17cm	3cm
K-19	N12° W	II	65°	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	不明	11cm	8cm
K-22	N9° W	II	73°	正断層	右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	40m以上	11cm	7cm
K-25	N14° E	II	58°	正断層	左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	25m以上	10cm	9cm
K-20	N15° E	II	63°	正断層	左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越)	II・東・逆系	不明	6cm	5cm

系統区分されない断層

断層名	走向・傾斜			運動方向		系統区分
一般走向(真北)と系統	傾斜	傾斜	固結した破砕部	粘土状破砕部		
K-5	N63° W	I	64°	NE	正断層	不明
S-7	N41° W	I	60°	SW	不明	不明
K-24	N58° W	I	69°	NE	不明	不明
K-1	N4° E	II	58°	SE	正断層	不明
K-3	N16° E	II	70°	SE	正断層	不明
S-5	N4° E	II	70°	SE	不明	不明
K-6	N2° W	II	60°	NE	不明	不明
K-7	N8° W	II	68°	NE	不明	不明
K-8	N15° W	II	60°	NE	不明	不明
K-9	N10° E	II	68°	SE	不明	不明
K-10	N16° W	II	62°	NE	不明	不明
K-11	N14° E	II	70°	NW	不明	不明
S-8	N35° E	II	50°	NW	不明	不明

断層名に下線を付しているものは、【傾斜】  
重要断層の直下にある断層  
□ 高角

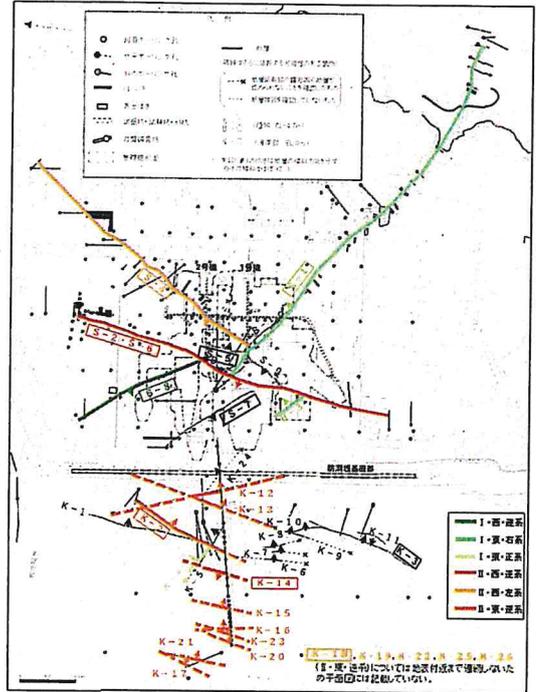
○ - は存在しないもの。

系統区分の結果、下記の6系統が確認される。

- 走向: I系, 傾斜: 高角の西傾斜, 運動方向(粘土状破砕部): 左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越) ⇒ I・西・逆系(S-1)
- 走向: I系, 傾斜: 高角の東傾斜, 運動方向(粘土状破砕部): 右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越) ⇒ I・東・逆系(S-1, B-3)
- 走向: I系, 傾斜: 高角の東傾斜, 運動方向(粘土状破砕部): 左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越) ⇒ I・東・逆系(K-1)
- 走向: II系, 傾斜: 高角の西傾斜, 運動方向(粘土状破砕部): 左・右横ずれ逆断層(縦ずれ卓越) ⇒ II・西・逆系(S-2, S-6, K-14)
- 走向: II系, 傾斜: 高角の西傾斜, 運動方向(粘土状破砕部): 左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越) ⇒ II・西・逆系(S-4)
- 走向: II系, 傾斜: 高角の東傾斜, 運動方向(粘土状破砕部): 右・左横ずれ逆断層(縦ずれ卓越) ⇒ II・東・逆系(K-2, K-12, K-13, K-15~K-23, K-25, K-20)

系統区分: X・O・Q系

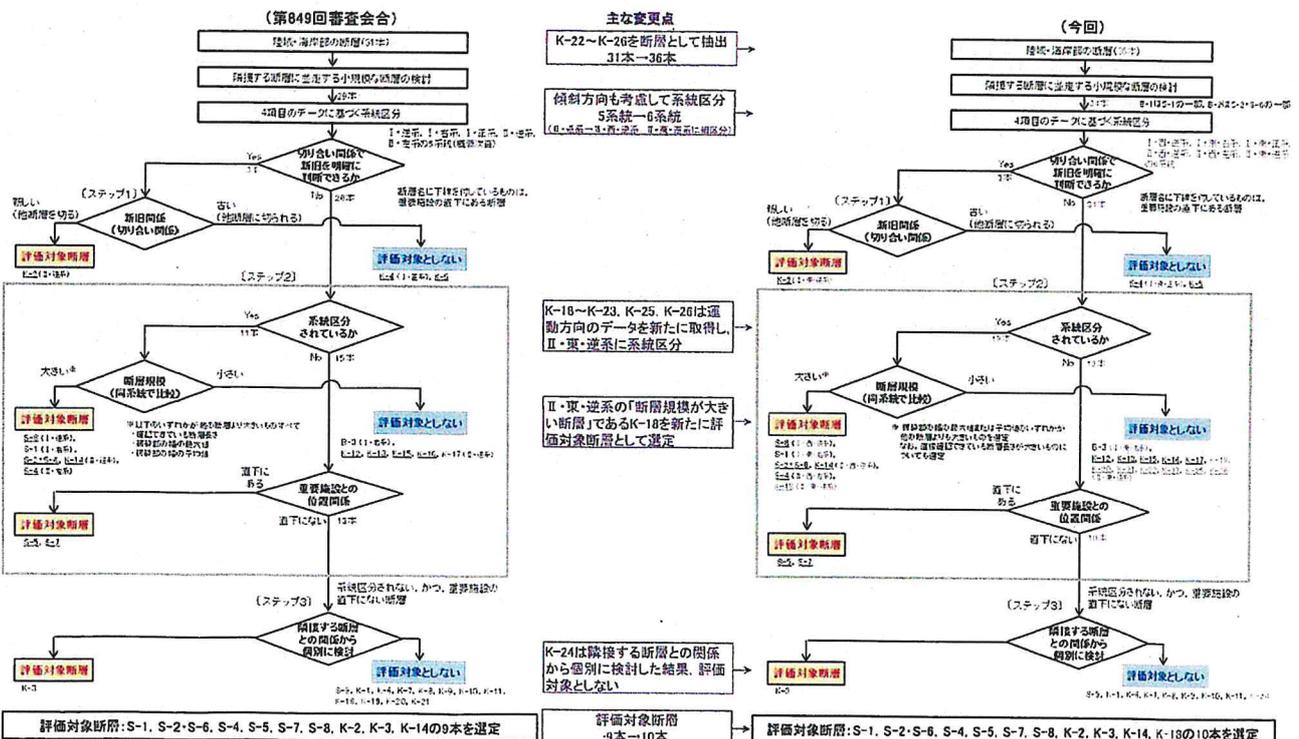
- 粘土状破砕部の奥縁方向が縦ずれ卓越の場合(正断層 or 逆断層)
- 粘土状破砕部の奥縁方向が縦ずれ卓越の場合(右横ずれ or 左横ずれ)
- 傾斜方向 東 or 西
- 走向 (I系(NW-SE系) or II系(NE-SW系))



平面図

K-20は評価対象断層

【第849回審査会合時からの変更点】



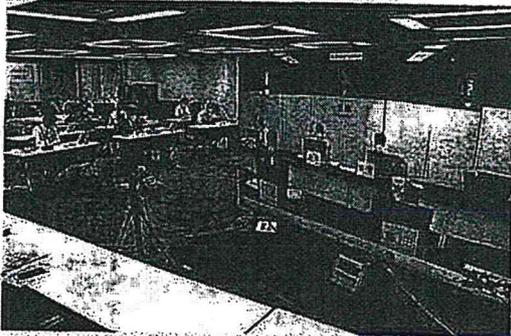
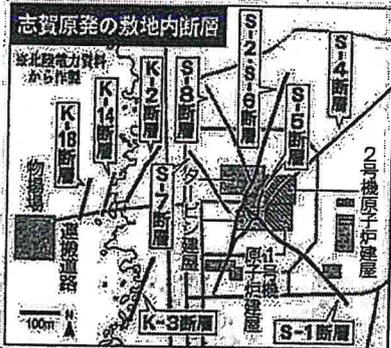
# 評価対象断層 10本で確定

## 志賀原発2号機審査会合

10/3 火国(5)

### 規制委「妥当」と了承

原子力規制委員会は2日、志賀原発2号機の再稼働の前提となる新規規制基準への適合性審査会合を都内で開いた。北陸電力は原発敷地内の活動性があるかどうかの判断が必要で「評価対象断層」について、「これまで9本から1本追加する」と報告し、規制委員は「妥当」と了承した。次回からは活動性の本格的な審査に入る。



志賀原発の敷地内断層について議論した規制委の会合一部内

北電は会合で評価対象断層に、データを再整理し、断層の長さや運動方向などを精査した結果をもとに、海岸部で選定していた「K-2」「K-3」「K-14」に「K-18」を加える説明。既に決定している断層6本と合わせて計10本にする方針を示した。

これに対し、規制委員からは「断層の選定は適切」との声が上がり、会合の取りまとめ役を務める規制委員の石渡明委員は「妥当な選定」と認めた。

規制委員は「妥当な選定」と認めた。規制委員は「妥当な選定」と認めた。規制委員は「妥当な選定」と認めた。

定が示されていると判断する。今後、引き続き活動性評価を継続する」と締めくくった。

終了後、規制委員事務局の原子力規制庁の担当者らは記者団に対し「この段階で決まったという感じだ」と述べた。その上で、北電側が活動性評価に不可欠な断層断面の「電圧」の調査準備を進めていると答えた。この「準備中」と言ったので、その後の数日に活動性評価に入ると思つた」との見方を示した。

志賀原発の審査会合は、活動性の有無を判断する「評価対象断層」の10本が確定し、北電はようやく議論に向けてスタートラインに立った。敷地内断層が動くかどうかを本格的に議論するのはこれからであり、再稼働の道筋はまだ見えない。

志賀原発の断層は活動性の有無を判断する「評価対象断層」の10本が確定し、北電はようやく議論に向けてスタートラインに立った。

志賀原発の断層は活動性の有無を判断する「評価対象断層」の10本が確定し、北電はようやく議論に向けてスタートラインに立った。敷地内断層が動くかどうかを本格的に議論するのはこれからであり、再稼働の道筋はまだ見えない。

### ようやくスタートライン

志賀原発の断層は活動性の有無を判断する「評価対象断層」の10本が確定し、北電はようやく議論に向けてスタートラインに立った。敷地内断層が動くかどうかを本格的に議論するのはこれからであり、再稼働の道筋はまだ見えない。

規制委員は「妥当な選定」と認めた。規制委員は「妥当な選定」と認めた。規制委員は「妥当な選定」と認めた。

「活動性なし」北電は自信

審査会合については、7月の前回会合で北電が新たなデータを提示したのに対し、規制委員が「大きな進歩」と評価した。北電関係者は「活動性なし」と自信を示した。

審査会合については、7月の前回会合で北電が新たなデータを提示したのに対し、規制委員が「大きな進歩」と評価した。北電関係者は「活動性なし」と自信を示した。

規制委員は「妥当な選定」と認めた。規制委員は「妥当な選定」と認めた。規制委員は「妥当な選定」と認めた。

規制委員は「妥当な選定」と認めた。規制委員は「妥当な選定」と認めた。規制委員は「妥当な選定」と認めた。